

# wellness lab KITAKAGAYA フィットネス会員に関する利用規約

## 第1章 総則

本規約は、当施設と会員との間の本利用契約並びに本施設及び本サービスの利用についての一切の関係に適用されるものとし、会員は、本規約に同意のうえ、本施設及び本サービスを利用するものとします。

### 第1条（定義）

1. 本規約において以下に掲げる各用語が使用される場合、文脈上別義であることが明白である場合を除き、当該用語は、それぞれ以下に定める意味を有します。
  - (1) 「当施設」とは、wellness lab KITAKAGAYA をいいます。
  - (2) 「会員」とは、当施設が定める手続に従って、入会申込みを行い、当施設が当該申込みを承認した方をいいます。
  - (3) 「本サービス」とは、当施設が提供するフィットネスサービスである「バイクエクササイズ」および「マットエクササイズ」をいいます。
  - (4) 「本利用契約」とは、当施設と会員との間の本施設及び本サービスの利用に関する契約をいいます。

### 第2条（運営管理）

本施設及び本サービスの運営管理は、当施設が行います。

### 第3条（目的）

本サービスは、会員一人ひとりの体質やニーズに合わせた指導を行い、会員の健康を維持・増進することを目的とします。

## 第2章 会員

### 第4条（会員要件）

会員は、次の各号のすべてを満たす方に限るものとします。

- (1) 本サービスの目的に賛同し、本規約及びその他の規則の内容を理解し、かつ遵守できること
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていないこと
- (3) 成年被後見人又は被保佐人でないこと
- (4) 伝染病、その他、感染する恐れのある疾病を有していないこと
- (5) 縦横 5 cm以上又は衣服等で覆い隠せない刺青・タトゥーをしていないこと
- (6) 反社会的勢力関係者でないこと
- (7) 妊娠していないこと
- (8) 16 歳以上であること、未成年者の場合は会員となることについて親権者の同意を得ていること
- (9) 同種又は類似のサービスに従事していないこと
- (10) 日本国に居住しており、かつ、本サービスの継続利用が可能であること
- (11) バイクの耐荷重制限に抵触しないこと（体重制限 110 kg）
- (12) 当施設の審査において本サービスを利用させることが適切であると判断されること

### 第5条（入会手続）

会員となることを希望する方は、本規約に同意のうえ、当施設が定める手続に従って、入会申込手続きを行うものとします。

### 第6条（入会金）

1. 当施設が入会を認めた方は、入会時に、入会金として、当施設が別途定める金額を当施設に支払うものとします。なお、当施設は、支払われた入会金について理由の如何にかかわらず返還いたしません。
2. 入会金を支払った時点で会員資格を得るものとします。

### 第7条（利用資格）

次の各号に該当する会員は、本施設及び本サービスを利用できないものとします。

- (1) 妊娠している場合
- (2) 酒気を帯びている（二日酔い含む）場合
- (3) 刃物など危険物を持っている場合
- (4) 体調不良（月経中・月経前後を含む）であると認められる場合
- (5) 感染症に罹患しているおそれがあると認められる場合
- (6) 本規約及びその他の規則又はスタッフの指示に従わない場合
- (7) 傷病を有している場合
- (8) 言語情報、聴覚情報、視覚情報を通じて行われるインストラクターによる細かな動作指示を理解することができない等の事情により本サービスを安全に利用することが困難であると認められる場合
- (9) 過去に会員を除名になっている場合
- (10) 第4条各号のいずれかを満たさなくなった場合

#### 第8条（利用料）

- 1. 会員は本施設及び本サービスを利用する場合、当施設が定める利用料を当施設が定める方法に従って支払うものとします。
- 2. 会員は、利用料をクレジット決済で支払う場合、会員の本人名義（未成年者の会員については親権者名義を含む）のクレジットカード（家族カード等で券面に本人の名前が印字されているものを含む）で支払うものとします。なお、デビットカードでの支払いはできません。

#### 第9条（利用料の返金）

- 1. 以下の各号に該当する場合においてのみ、利用料の返金又はクレジット決済の取消をさせていただきます。
  - (1) 健康上の理由により本サービスの利用が困難であると認められる場合（診断書等の証明書類を当施設に提出するものとする）
  - (2) その他当施設が認めた場合
- 2. 返金額はチケット種別毎に当施設の定める計算方法に則り算出するものとし、会員の指定する口座に振り込む方法により返金するものとします。なお、返金に係る振込手数料は会員の負担とします。
- 3. 前項の規定にかかわらず、当施設は、会員に対する利用料等の返還債務と当該会員に対する債権を対当額にて相殺することができるものとします。
- 4. 当施設は、第1項に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず原則利用料の返還はいたしません。

#### 第10条（施設利用）

- 1. 当施設は、本サービスの利用の円滑化を図るため、本サービスの利用を原則的に予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては当施設が別途定めるものとします。
- 2. 会員は、本施設を利用する場合、戸籍上の性別の化粧室及び更衣室を利用するものとします。
- 3. 本契約は、基本的に当月内での契約であり、月を跨いだ契約ではないものとします。（月の途中からの契約であっても、契約の履行は当月のみ有効であるものします）

#### 第11条（予約取消）

- 1. 当施設は、会員が毎月1日～末日の間に3回以上レッスンをキャンセルした場合、当該会員について、翌月の同時に予約できる件数を制限することができるものとします。

#### 第12条（会員資格・利用権の譲渡・名義変更等の禁止）

会員は、当施設が承認した場合を除き、会員の資格及び各種プランにおけるサービス・チケット等の利用権について第三者に貸与・譲渡・担保供与・質入等の処分をすること又は名義変更することはできません。

#### 第13条（登録情報）

- 1. 会員は、当施設に提供した会員情報（以下「登録情報」といいます）に変更があった場合又は虚偽であることが判明した場合、速やかに修正をするものとします。
- 2. 当施設は、登録情報その他の個人情報を、プライバシーポリシー及び個人情報の取扱方針に従って取り扱うものとします。

#### 第14条（禁止行為等）

- 1. 会員は、以下の各号の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 当施設の許可なく館内又はレッスンを撮影、又は録音する行為

- (2) 当施設の許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をする行為
- (3) 営利・非営利を問わず勧誘（団体加入の勧誘を含む）をする行為
- (4) 他の利用者や施設スタッフを誹謗・中傷（SNS 等インターネット等の書き込みを含む）する行為
- (5) 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (6) 本施設にペット・動物を持ち込む行為
- (7) 本施設内の喫煙（電子タバコ、無煙タバコ等を含む）又は飲酒
- (8) 当施設の従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
- (9) ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等のハラスメント行為など、他の利用者や施設スタッフの迷惑や本施設又は本サービスの利用の妨げとなる行為
- (10) 他の利用者や施設スタッフの本施設又は本サービスの利用を妨げる行為
- (11) 16 歳未満の方を本施設に入場させる行為
- (12) 当施設の WEB アカウントの ID/パスワードを第三者に開示、貸与、譲渡、売買、質入等し、若しくは利用させる行為又は第三者の WEB アカウントを利用する行為
- (13) 自動予約プログラム、ソフトウェアの利用により、当施設が不当と認める方法でレッスンの予約を行う、受講するつもりのないレッスンの予約を行う、予約のキャンセルを繰り返すなど、他の利用者の本サービスの利用を妨げる行為
- (14) 本規約若しくはその他の規則又は当施設の定めた事項に反する行為
- (15) 当施設の名譽、信用を傷つけたり、他の利用者との協調性を欠き本施設の運営の秩序を乱す行為
- (16) 本施設又は本サービスの利用に際して、大声や奇声を発したり、他の利用者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- (17) 本施設の設備などを故意に損壊したり、他の利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (18) 会員としての品位を損なうと認められる行為
- (19) 不当又は不合理な要求を行う等により当施設又は施設スタッフを著しく困惑させる行為
- (20) 施設スタッフへの差し入れや連絡先を渡す行為
- (21) 施設スタッフに対する他社への就職あっせん行為又は引き抜き行為
- (22) 酒気を帯びた状態で本施設に入場する行為又は本施設若しくは本サービスを利用する行為
- (23) レッスン中にウェアラブルデバイス等のライトを点灯させるなど本サービスの提供を妨げる行為
- (24) レッスンを受講していない時間帯のロッカー占有行為又は複数のロッカーの占有行為
- (25) 当施設に虚偽の情報を提供する行為
- (26) 他人名義のクレジットカードを使用する行為（未成年者による親権者名義のクレジットカードによる利用料等の支払いを除く）
- (27) 本施設内においてタトゥーが入った部分を露出する行為
- (28) その他法令又は公序良俗に反する行為
- (29) その他当施設が不適切と判断する行為

2. 会員は、施設スタッフの指示に従って本施設及び本サービスを利用するものとします。

#### 第 15 条（会員資格の喪失）

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、当該事由に該当した時点でその資格を失うものとし、本利用契約が存続している場合、当該時点をもって終了するものとします。

- (1) 死亡したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) WEB アカウントが利用停止されたとき

#### 第 16 条（退会）

- 1. 会員は退会を希望する場合、当施設にて退会に関する手続きをいただき翌月 1 日より退会となるものとします。
- 2. 当施設が会員の WEB アカウントの利用停止することをもって当該会員は退会となるものとします。
- 3. 会員は、退会にあたり、クレジットカード情報の削除を希望する場合、当施設にその旨を申請するものとし、申請を受けた場合、当施設は、決済代行会社に削除依頼を出すものとします。

#### 第 17 条（除名）

- 1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当施設は会員を除名することができるものとします。
  - (1) 登録情報が虚偽であることが判明し、修正に応じなかつたとき
  - (2) 第 4 条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき

- (3) 第 14 条に違反する行為があったとき
  - (4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有していることが判明したとき
  - (5) 本規約に違反した場合
  - (6) その他当施設が会員として不適当であると判断したとき
2. 前項に基づき除名された場合、除名された会員は当施設に対し損害賠償の請求を行うことができないものとします。

### 第 3 章 運営・管理

#### 第 18 条（運営管理）

当施設は、次の各号に基づき、本施設及び本サービスの運営管理を行います。

- (1) 本施設及び本サービスの一切の運営管理は当施設の責任と権限において行われます。
- (2) 当施設は本施設及び本サービスの利用など、運営管理に関する規則を定め、かつ、これを変更することができます。
- (3) 当施設都合により、会員が予約したレッスンの変更又は取消をすることができます。この場合、変更が決定した段階で予約した会員に告知します。但し、急な変更などの場合は告知できないこともあります。

#### 第 19 条（諸規則の遵守義務）

会員は本施設及び本サービスの利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約及びその他の規則並びに当施設が定める運営管理に関する事項に従うものとします。

#### 第 20 条（休業日）

年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装等による休業日等当施設が定める日を本施設の休業日とします。

#### 第 21 条（営業時間）

当施設の定める営業時間とします。

#### 第 22 条（当施設の免責）

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当施設は、施設内で発生した盗難等の事故について当施設に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第 23 条（忘れ物・拾得物）

当施設は、本施設又は本サービスの利用に際して生じた忘れ物について、原則として、拾得日を含めて 30 日間の保管期間経過後に会員が一切の権利を放棄したものとして当該忘れ物の処分を行うものとし、会員は、当該処分について一切異議を述べないものとします。但し、衣類や飲料品等については、カビ・腐敗等安全衛生上の問題が生じるおそれがある場合、保管期間の経過前であっても当施設が処分を行うことができるものとします。

#### 第 24 条（損害賠償責任免責）

- 1. 当施設は、本施設又は本サービスに関して会員に生じた損害について、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2. 当施設が会員に対して賠償責任を負う場合であっても、損害の範囲は直接かつ現実に生じた損害に限られ、賠償の上限は当該会員が当施設に支払った利用料の総額を上限とします。但し、当施設に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 3. 当施設は、会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとし、会員は当施設に当該係争やトラブルの解決を求ることはできないものとします。

#### 第 25 条（会員の損害賠償責任）

会員は、本規約に違反したことにより又は自己の責めに帰すべき事由により当施設、他の会員、第三者に損害を与えたときは、当該損害の一切を賠償しなければならないものとします。

#### 第 26 条（諸料金の変更）

当施設は、入会金・会費・利用料等について、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができるものとします。

## 第 27 条（事故の責任）

会員は、本施設内における活動に際して、本規約その他の諸規程及び施設管理責任者及び施設スタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、諸規程又は指示に違反して傷害等の事故が起こった場合、当施設又は施設スタッフに対して一切の損害賠償を請求できないものとします。

## 第 4 章 その他

### 第 28 条（本施設の閉鎖又は利用制限）

当施設は次の各号に定める事由により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部の閉鎖、本施設若しくは本サービスの利用の制限又は会員との本利用契約の解除をすることができるものとします。この場合、会員は名目の如何を問わず、当施設に対し上記措置により生じた損害の賠償を含めた一切の異議申し立てをすることができないものとします。

- (1) 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (5) 当施設が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき

## 第 29 条（規約の改正）

1. 当施設は必要に応じて本規約及びその他の規則等を改定することができます。
2. 当施設は、前項により本規約等を改定する場合、WEB サイトへの掲示等の方法により、あらかじめ会員に対して、本規約等を改定する旨及び改定後の本規約等の内容及び本規約等の改定の効力発生時期を告知します。
3. 前項に基づき、本規約等の改定を告知した日から効力発生時期までに会員が退会の申し出をしない場合、当該会員は、当該改定に同意したものとみなし、当該会員に対し、改定後の本規約等の効力が生じます。

## 第 30 条（細則等）

本規約に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めるものとします。

## 第 31 条（雑則）

1. 会員は、当施設の事前の書面による承諾がない限り、本規約及び本サービスの利用契約に基づく権利の全部又は一部を譲渡その他の方法で処分し又は担保の目的に供することができないものとします。
2. 本規約に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、当施設と会員との協議の上解決するものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。
4. 本施設、本サービス、本利用契約及び本規約に関する一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 32 条（発効）

1. 本規約は 2023 年 4 月 1 日より発効とします。